
プロジェクト	資金決済時法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の取扱いの検討

本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告の適用範囲に含まれる電子決済手段が要求払預金に類似する性格を有する資産であるという整理を踏まえて、当該電子決済手段がキャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の取扱いを検討することを目的としている。

事務局提案の要約

2. 本資料における事務局提案の要約は、次のとおりである。
 - (1) 実務対応報告の適用範囲に含まれる電子決済手段を、企業会計審議会から公表されている「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（以下「キャッシュ・フロー作成基準」という。）及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」（以下「キャッシュ・フロー作成基準注解」という。）（以下合わせて「キャッシュ・フロー作成基準等」という。）に定められている資金の範囲の「現金」に含める。
 - (2) キャッシュ・フロー作成基準においては、現金に含まれる資産を列挙する形で定義されているため、要求払預金に類似する性格を有する電子決済手段が直接的には現金には含まれないと考えられる。したがって、「特定の電子決済手段」を現金に含めるように、キャッシュ・フロー作成基準の一部改正を行う。

検討の経緯

3. 第 152 回実務対応専門委員会（2022 年 11 月 22 日開催）においては、電子決済手段が現金に近い性格である資産であるとして、キャッシュ・フロー計算書における現金の範囲に含まれるものと考えられるとしていた。また、現金に含める旨を実務対応報告の中で明らかにすることとしていた。
4. その後、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 155 回実務対応専門委員会（2023 年 2 月 27 日開催）においては、電子決済手段が要求払預金に類似する性格の資産として整理しており、要求払預金そのものではない電子決済手段がキャッシ

ュ・フロー計算書における現金又は現金同等物に含まれるかが、会計基準上、必ずしも明らかではないと考えられる。

- したがって、本資料において、実務対応報告の適用対象である電子決済手段について、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に関する取扱いを改めて検討する。

現行のキャッシュ・フロー作成基準等における定め

- キャッシュ・フロー作成基準においては、資金の範囲において定められている「現金」及び「現金同等物」は、次のとおりである。

- 現金とは、手許現金及び要求払預金をいう。
- 現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資をいう。

- また、キャッシュ・フロー作成基準注解においては、現金及び現金同等物について、次の定めがある。

- (注1) 要求払預金について
要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。
- (注2) 現金同等物について
現金同等物には、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる。

資金の範囲に関する取扱いの検討

- 本資料第6項に記載のとおり、キャッシュ・フロー作成基準では、現金は、「手許現金及び要求払預金」とされている。電子決済手段は、換金リスクの点で手許現金に直接該当するとは言えず、また、預金ではないため、要求払預金にも直接的には該当しないと考えられる。
- また、本資料第6項に記載のとおり、現金同等物は、「容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資」とされている。電子決済手段は、送金・決済目的で使用されるものであり、券面額と同額の払戻しを受けるものことから、短期投資の性格は有していないと考えられるため、短期投資にも直接的には該当しないと考えられる。

10. このように、電子決済手段は、現行のキャッシュ・フロー作成基準の資金の範囲における「現金」にも「現金同等物」にも直接的には該当しないため、電子決済手段の性質を踏まえて、どのように取り扱うかを決定することになると考えられる。
11. 電子決済手段は、送金・決済手段として利用されるものであり、換金可能性の点で、要求払預金に類似していることを踏まえると、キャッシュ・フロー計算書において電子決済手段を現金に含める方が経済的な実態を的確に反映すると考えられる。

会計基準における定め方の検討

12. 本資料第3項に記載のとおり、第152回実務対応専門委員会では、現金に含める旨を実務対応報告の中で明らかにすることとしていた。
13. 本資料第11項のとおりキャッシュ・フロー計算書において電子決済手段を現金に含めるとしても、現金ではなく要求払預金に類似する性格と整理される資産であることとの関係で、現行のキャッシュ・フロー作成基準における現金の定義のままでは、電子決済手段が当該現金に含まれることが明確ではないと考えられる。
14. したがって、キャッシュ・フロー作成基準等を改正し、電子決済手段がキャッシュ・フロー計算書の資金の範囲の「現金」に含まれることを明確化することが考えられる。

キャッシュ・フロー作成基準等の改正案

15. 仮に、キャッシュ・フロー作成基準等を改正する場合、キャッシュ・フロー作成基準等が企業会計審議会から公表されているものであるため、「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」のような形で企業会計基準を新たに公表することになる。
16. 具体的には、新たに公表する企業会計基準において、キャッシュ・フロー作成基準等を次のように改正することが考えられる（改正部分は、下線で示している。）。

(HP では非公表)

17. なお、前項のキャッシュ・フロー作成基準等の改正に併せて、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」についても、同協会に改正を依頼することが考えられる。

電子決済手段をキャッシュ・フロー計算書の資金の範囲の「現金」に含める事務局提案及びキャッシュ・フロー作成基準等を改正する事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上